

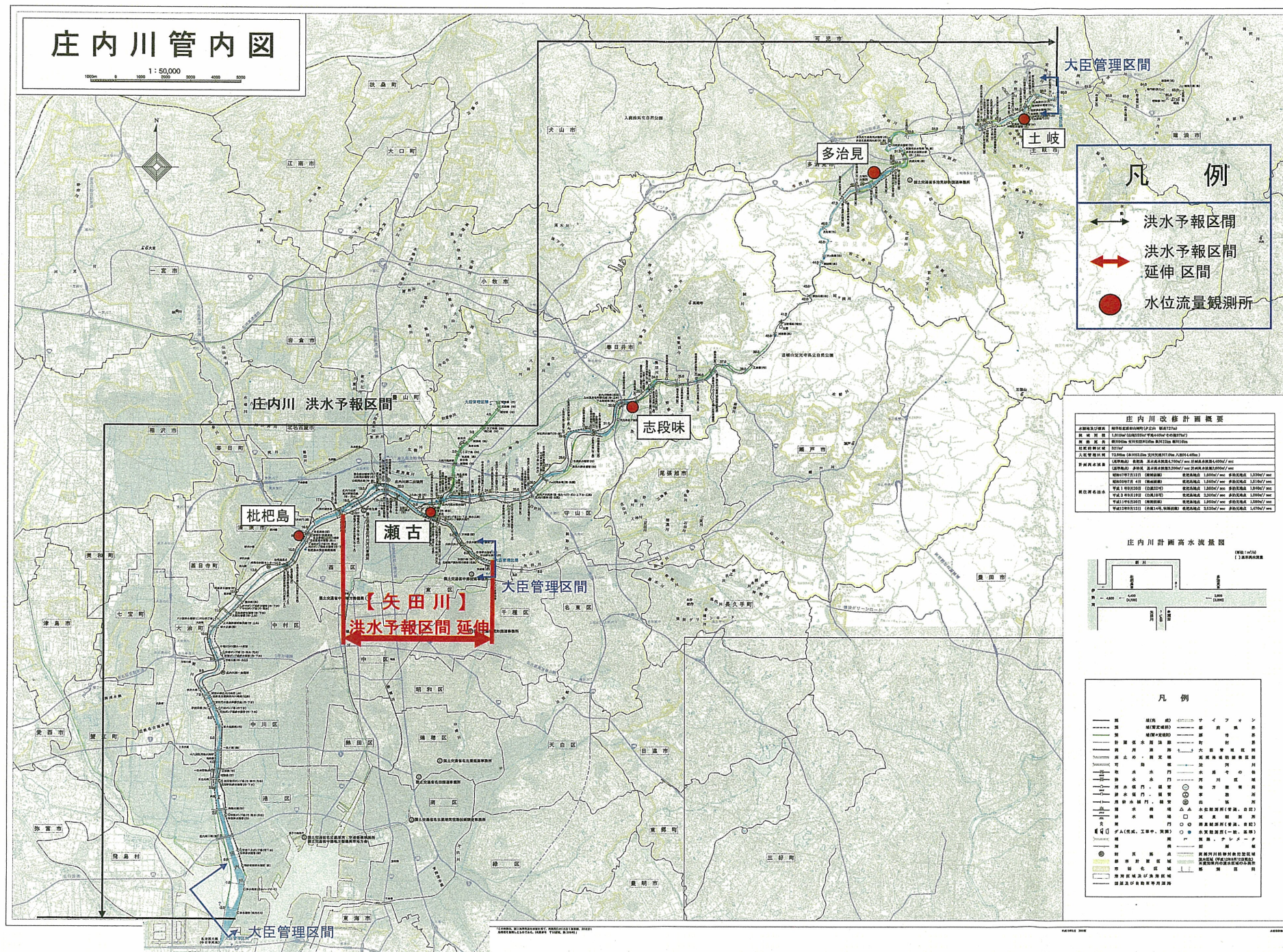
平成20年6月19日
国土交通省 中部地方整備局
庄内川河川事務所
気象庁 東京管区气象台
名古屋地方气象台

お知らせ

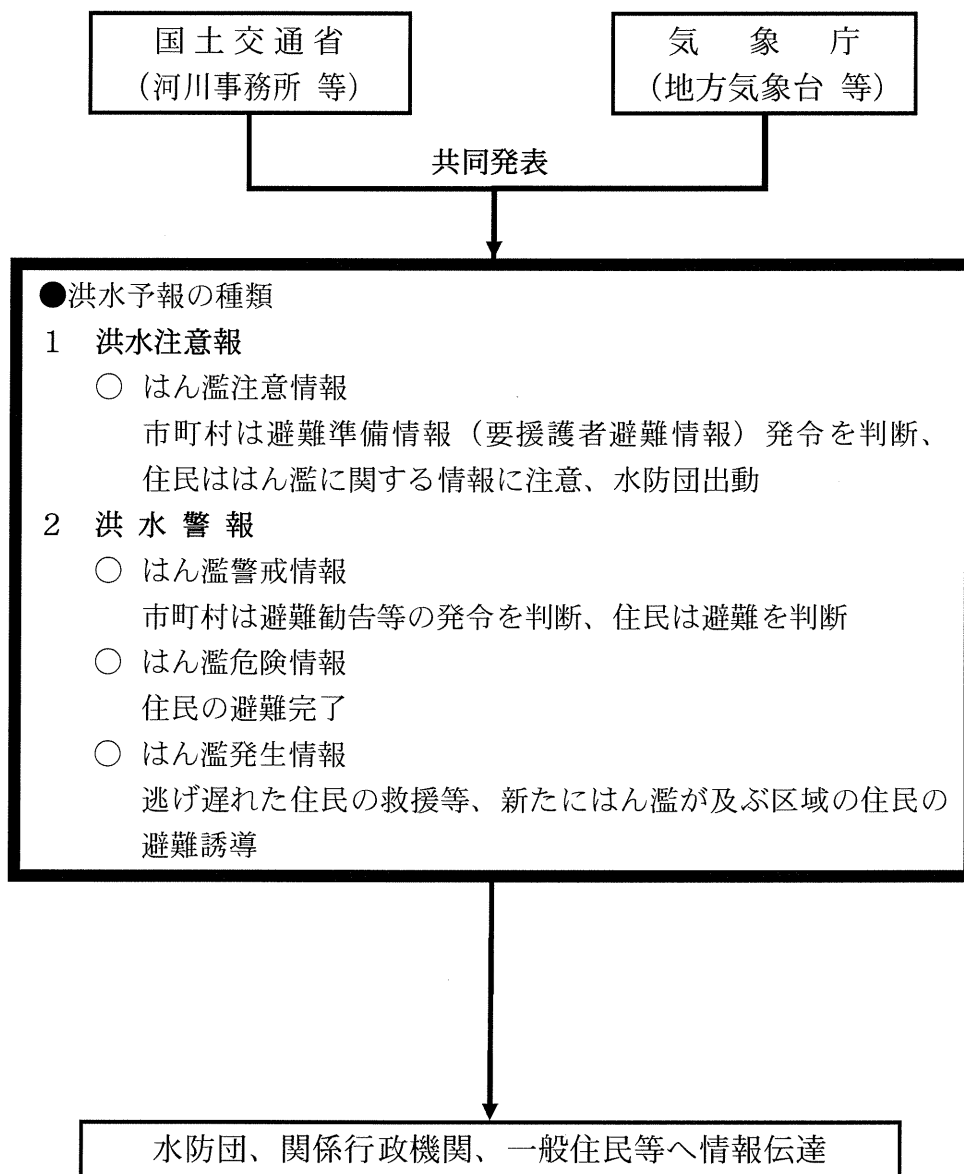
矢田川の洪水予報の開始について

～ 庄内川の洪水予報の区間を広げて実施します。～

- 1・件 名：洪水予報指定河川の区間拡大について
- 2・概要：水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき、国土交通大臣と気象庁長官は共同して洪水予報を実施しています。
このたび、庄内川の洪水予報は、支川の矢田川の大臣管理区間まで延伸することを平成20年6月23日に官報で告示します。
- 3・延伸する理由
 - ① 名古屋市内を流れる矢田川がはん濫すると大きな被害となるため、情報提供が求められていました。
 - ② 矢田川は、中小河川のため水位上昇が早く、水位予測が困難でしたが、技術開発を行ってきた結果、予測が可能となりました。
 - ③ 平成19年8月29日に矢田川の浸水想定区域図が公表され、矢田川がはん濫した場合に想定される浸水範囲が確定しました。
 - ④ 矢田川上流部（県管理区間）が、平成19年6月1日 水位情報周知河川に指定されました。
- 4・期待される効果
梅雨期や台風期などの大雨により洪水の恐れがあるときは、国土交通省（庄内川河川事務所）と気象庁（名古屋地方气象台）が共同して雨量及び水位を予測し水防団、関係行政機関、一般住民などへ情報を提供し、水防活動及び避難体制がより迅速かつ円滑に行えることが期待されます。
- 5・解 禁：設定しません。
- 6・配布先：中部地方整備局記者クラブ
- 7・問い合わせ先：庄内川河川事務所 調査・品質確保課長 野寄 幸道 電話052(914)6713
名古屋地方气象台 防災業務課長 水科 進 電話052(751)5124



洪水予報発表の流れ



* 一般住民への情報伝達は、テレビ、ラジオにより放送されると共に警察署、消防署、水防団等の連絡員によって伝達される場合もあります。

洪水予報指定河川に係る根拠法令

○水 防 法（昭和 2 4 年 6 月 4 日 法律第 1 9 3 号）

第 1 0 条第 2 項

国土交通大臣は、2 以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

○気象業務法（昭和 2 7 年 6 月 2 日 法律第 1 6 5 号）

第 1 4 条の 2 第 2 項

気象庁は、水防法第 1 0 条第 2 項の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（はん濫した後においては、水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深）を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。